

収 入

印 紙

請 書 (工事)

- 1 工 事 名
- 2 工事番号
- 3 工事場所 京丹後市
- 4 工 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 5 請負代金額 ¥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ー)

令和 年 月 日

受注者 住 所
氏 名

印

京丹後市長 中山 泰 様

上記の工事については、下記条項によりお請けいたします。

- 1 設計図書（別冊の図書、仕様書、現場説明書等をいう。）に基づき、頭書の請負代金額をもって頭書の工期内に、頭書の工事を完成すること。
- 2 貴市の承認を得ず、工事に関する権利義務を他に譲渡し、又は担保に供しないこと。
- 3 工事の施工に当たっては、貴市の選定した監督員の指示に従い工事に関する一切の事項を処理すること。
- 4 設計図書に監督員の検査を受けるべきものと定められている工事材料を使用するときは、使用前に検査を受けること。
- 5 貴市が必要ある場合は、工事内容の変更又は工事の打切りを命じられても異議なく、この場合において工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、協議して定めること。
- 6 工事が完了したときは、直ちに届けて検査を受け、検査に合格したときは遅滞なく目的物を引き渡すこと。
- 7 検査の時期は、届出の日から14日以内、請負代金支払いの時期は、引渡し完了後貴市が適法な請求書を受理した日から40日以内とすること。
- 8 引渡し以前に生じた一切の損失はすべて私が負担すること。ただし、損失の原因が貴市の責めに帰するときは除くこと。なお引渡し後1ヶ年以内に貴市の故意又は過失によらないで破損瑕疵その他不完全な箇所が生じたときは無償で補修すること。
- 9 天災不可抗力その他正当な事由によらず、工期内に完成しなかった場合は工期末日の翌日から完成の日まで1日につき請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額に対し第10に定められた年利に相当する額を損害金として請負代金額と相殺され、又は現金で納付すること。
- 10 請負代金額が第7に定められた期限内に支払われなかったときは、その翌日から支払いのあった日までの日数に応じ年利2.5%の遅延利息を申し受けること。
- 11 次の各号のいずれかに該当したときはこの契約を解除されても異議なく、この契約を解除されたときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、指定された期間内に納付すること。
 - (1) 自己の責めに帰する理由により工期内に完成することができないとき、又は完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) この請書の各項に定めた義務の履行を怠り、又は違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (3) 京丹後市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したとき。
- 12 貴市の都合でこの契約を解除されたときに損害がある場合は協議の上相当の補償を申し受けること。
- 13 本件に関し、紛争を生じたときは双方又は一方から建設業法による建設工事紛争審査会に解決のあっせんを申請すること。
- 14 本件について疑義を生じたときは、協議の上定めること。